

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成19年7月27日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）接種シーズン前における各都道府県の供給体制に対する考え方を8月20日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他都道府県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 都道府県担当課の役割について

インフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連に担当が分けられているところが多いが、委員会や各課が連携をして、対応することが必要である。

2. 保健所の役割について

住民に対する情報提供を行うところが多く見受けられる。都道府県内部担当課や医療機関等との連絡を十分行い、普及啓発を行う必要がある。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんどの都道府県において、委員会を設置又は検討中（既存のもので対応する場合も含む）であった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注文量について（都道府県の回答数）

・ 協力要請の通知	37
・ 調査の実施、予定	6
・ 医療機関等への指導	1
・ その他	3

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ ほとんどの都道府県において、定期的又は必要に応じ、在庫状況の調査を実施（実施予定を含む。）。
- ・ 全医療機関の在庫把握は困難との回答もある。

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
- ・ 必要量は流行動向に大きく左右されることから、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量の在庫を抱え返品となれば、好ましいことではないと考える。
- ・ 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。
- ・ 関係団体に改善要請を行う。
- ・ 根本的に返品を認めないシステムを考えるべき。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。

④ 高齢者の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について

(1) 公費補助期限の設定について（都道府県の回答数）

- | | |
|---------------------|-----|
| ・ 12月まで | 30 |
| （うち、12月中旬まで | 20） |
| ・ 1月まで | 3 |
| ・ 流行期間中は、接種勧奨期間とする。 | 2 |
| ・ その他 | 12 |

(2) 勧奨の啓発策について

- ・ 広報誌等により啓発を図るよう、市町村に対し、依頼。
- ・ 各市町村から対象者に対し、個別に通知をすることにより、啓発を図っている。
- ・ 利便性に資するため、定期予防接種相互乗り入れ事業に基づく定期予防接種の実施期間統一を図った。
- ・ 都道府県においても、HPへの掲載や、啓発チラシの配布等により、啓発を図っている。

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する。
- ・ 郡市医師会の会員（病院を含む。）が患者を紹介しあう方法により融通を図る。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通要請を行う。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。
- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整
- ・ メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策。

⑥ 住民への周知方法について

- ・ 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- ・ 法定予防接種については各市町村が各々個別に通知する。
- ・ 広報誌やリーフレットなどにより周知する。
- ・ 相談窓口を設置する。

⑦ その他新たな対応について

- ・ 医療機関へ、迅速な在庫把握のための協力を依頼する予定。
- ・ 500本以上の返品があった医療機関への聞き取り調査を実施

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取り組みを中心に)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注引量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
北海道	ワクチン取扱卸への在庫調査の実施、保健所における医療機関のワクチン在庫調査の集計及びワクチン不足時の調整。			管内医療機関の在庫調査及びワクチン接種可能医療機関の情報提供。	インフルエンザワクチン安定供給連絡会議として設置。	初回注文数量が前年を上回らないように依頼。	医療機関：接種者数、在庫量、接種応需の可否について調査 卸売販売業者：確保予定量、供給量、在庫量、融通状況等について調査	医療機関に対し、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう依頼。	市町村に対し、高齢者等予防接種対象者に対する接種動員期間(12月中旬目途)を設定し、その期間内において接種を行うよう依頼。	医療機関及び卸売販売業者にワクチンの融通を要請するが、それでも道内において不足した際には、国に対し融通用として保管しているワクチンの追加供給を要請する。	各保健所において、住民からの問合せに対し、対応する。	
青森	医薬品卸組合との連絡調整	インフルエンザ予防及び予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		住民に対する情報提供	有	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の受注状況等を確認することとしている。	必要に応じて随時調査することとしている。	昨年度と同様、医療機関及び卸売業者に対し、返品しないよう依頼することとしている。	各市町村に対して、12月末まで実施するよう依頼する予定。	各医療機関及び卸売業者の在庫状況を基に医薬品卸組合に対し、卸売業者を通じて融通を依頼することとしている。	接種可能な医療機関について調査し、ホームページで公開する。	
岩手	県医薬品卸業協会を通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫流通状況の調査及び融通の場合の協力依頼	インフルエンザ対策連絡会議の開催、予防接種可能医療機関の周知、医療機関の在庫状況調査及び不足医療機関への融通調整		予防接種可能医療機関の確認・把握及びインフルエンザ流行状況の把握	インフルエンザ対策連絡会議を開催(例年10月に開催。参加者：医師会、医薬品卸業協会、医療局、環境保健研究センター、保健衛生課)	過度な注引量とならないよう医療機関を指導。	県医薬品卸業協会の協力のもと、例年、卸売販売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況の調査を実施している。また、必要に応じ医療機関の在庫状況の確認を行う。	医療機関が不要在庫を抱えることの無いよう、卸及び医療機関に分割納入、分割発注を依頼。	流行のピーク前に予防接種を完了するよう動員している。	県医薬品卸業協会の協力で全県の調整を図っているが、一部の医療機関で不足が生じた場合は、接種可能な別の医療機関の情報を提供している。	県のホームページ「いわて医療情報ネットワーク」に接種可能医療機関名を掲載する。また、法定予防接種については各市町村が広報誌やリーフレットなどにより接種可能医療機関名を周知する。	
宮城	卸売販売業者に対するワクチン在庫状況調査 ・ワクチン不足時の国への融通要請 ・薬剤師会及び卸売販売業者との連絡調整	インフルエンザ対策に関すること ・ワクチン安定供給対策会議の開催 ・予防接種可能医療機関の把握と情報提供	医療機関に対する情報提供等	・予防接種可能医療機関のワクチン在庫等の調査取りまとめ ・県民相談窓口	有 インフルエンザワクチン安定供給対策会議(要綱はない)を開催。10月上旬に開催予定。	国からの通知を関係機関に周知するとともに、インフルエンザワクチン安定供給対策会議において適正な発注・供給を行うよう要請する。	各関係機関の協力の下、医療機関及び卸売販売業者の在庫調査を定期的に行う。	国からの通知を関係機関に周知した。また、インフルエンザワクチン安定供給対策会議において関係機関に改善協力を要請するとともに、医療機関等に分割発注、分割購入を行うよう通知する。	インフルエンザの流行前の12月までの接種が望ましい旨を市町村に周知するとともに、接種動員期間等の調査を実施した。	10月の対策会議にて検討される予定であるが、昨年度に地域的にワクチンが不足した場合は、県医薬品卸組合と郡市医師会の協力の下、ワクチンの融通を図る。全県的な不足が生じた場合は、国に融通を要請を行い、融通されたワクチンについては、県医師会の協力の下、医療機関に配分する予定。	定期的な在庫量調査を行い、予防接種可能医療機関をホームページに掲載する。それにより、医療機関、保健所及び市町村において予防接種対象者へ周知する。	
秋田	血液対策課への融通要請	安定供給対策会議の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報(HP) ・ワクチン不足時の医療機関、卸売販売業者に対する在庫状況等の調査、融通要請		・ワクチン接種医療機関の調査、情報提供等	有 インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催予定(9月)	初回注引量が前年の使用実績を上回らないこと。初回注引量を含めた全注引量が前年の使用実績を3割以上上回ることをないよう協力要請する。	保健所において、電話・FAX等により在庫等調査を行う。	医療機関等に返品を出るだけ避け、返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	市町村に対し、高齢者等の定期予防接種を12月末まで行うことについて広報の徹底を図るよう周知する。	・地域的にワクチンが不足した場合は、卸売販売業者で備蓄しているワクチンを融通する。 ・在庫等調査を実施し、余裕のある地域から不足している地域に融通する。	ホームページ、市町村広報等を活用し周知を図る。	
山形	卸売販売業者に対する調査の実施 ・卸売販売業者・厚生労働省に対する融通要請	インフルエンザ対策連絡会議の開催 ・予防接種に関する広報を市町村へ依頼 ・接種可能な医療機関のホームページ掲載 ・医療機関への融通要請		・医療機関の在庫状況等の把握 ・県民からの問い合わせへの対応	有	初回注引量が前年度実績を上回らないように、追加注文は在庫量を勘案したのものとなるよう県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し通知。	卸売業者の在庫量等の調査を行う。 ・各保健所と各郡市地区医師会が連携を図り、医療機関の在庫量等の調査を行う。	大量注文となる場合は分割納入に協力するよう県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し通知。	各市町村に対し、予防接種を12月までに済ませよう住民に対して広報するよう依頼する。	卸売販売業者・医療機関の在庫量等の調査から偏在が確認された場合は、卸売販売業者・医療機関に融通を要請を行う。	医療機関に対し、接種可能かどうか保健所へ報告するように求め、状況をホームページに掲載する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会等の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
福島	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整			各保健所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議の開催(9/26) 参事者: 行政(各保健所、衛生研究所等)、医師会、病院協会、薬剤師会、医薬品卸組合等	前回注文時には前年実績を上回らないよう文書にて依頼。	シーズン前に在庫状況調査を実施予定(9月頃)。 ワクチン不足等の状況によっては、定期的に実施する。	在庫を抱えることにより、適正な流通の妨げとなることから、関係団体に返品を前提とした注文等は行わないよう要請。 なお、昨シーズンは、終盤になって大量に返品した医療機関があったため、医師会等を通じ、適正な流通に努めるよう要請。	インフルエンザ実施要領に基づき、12月としている。	ワクチン不足等が発生した場合、定期的に在庫調査を行い、結果をホームページ等で公開。 調整が必要な場合は医師会等関係機関と連携をとって対応。	在庫調査に基づき、各保健所ごとに接種可能な医療機関名をホームページ等を利用して情報提供。	
茨城	ワクチン需給状況に係る卸調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請		供給不足時の接種可能医療機関の把握及び県民相談窓口	有(県内において、ワクチン不足が見込まれる状況となった場合)	前年実績までの注文とするよう、関係機関あて協力要請済。	卸売販売業者等の在庫の定期調査を実施予定。	関係機関に改善協力要請済。	市町村へ12月までの実施計画作成を依頼予定。	地域的な偏在の場合は県内卸売販売業者間での融通調整で対応するが、全県的な不足の場合は国備蓄分の融通要請を行う。	各保健所を通して住民への情報提供を行う。	
栃木	ワクチン供給に係る調整、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供及び接種動員	医療機関における保管管理の指導	ワクチン供給に係る情報収集の実施、住民への情報提供	設置済み(年度当初は開催することとし、以後は不測の事態等に応じて開催することとしている。)	医療機関、卸売販売業者に対して、全注重量が前年の使用実績を上回らないように通知する。	卸売販売業者を調査すれば、県全体の状況は把握できるため、今年度から医療機関に対する調査は行わない。	分割納入への協力などに関する通知(県・医師会・卸売販売業界団体の3者連盟)の通知を市町村等に対し、商慣習の改善を呼びかける。	ワクチンの十分な供給が行える11月を目安に接種されるよう広報等の依頼を市町村等に対し行う。	医療機関に在庫のあるワクチンを融通することは、品質の責任という観点から望ましくないと考える。 ワクチン不足の場合には、県で行った調査の情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。	同左	
群馬	卸売販売業者の在庫等の調査 インフルエンザワクチンの安定供給全般	・インフルエンザ対策委員会の設置 ・法に基づく高齢者の予防接種に関すること		・管内医療機関の在庫等の調査 ・接種可能な医療機関に関する住民への情報提供	10月を目途に設置する方向で検討中	卸売販売業者及び医師会に対して、医療機関が過剰な量の発注を行わないよう協力要請する。	卸売販売業者の在庫等について、定期的に調査を実施し、不足傾向が見られた場合には、医師会の協力を得て、県内の全医療機関の在庫状況調査を実施する。	改善するよう関係者に協力要請しているが、多少の返品はやむを得ないと考えている。	流行前に接種が終了するように、市町村へ依頼する。	・住民への対応 任意予防接種医療機関の情報を提供する。また、その情報は県ホームページに公開している。 ・卸売販売業者及び医療機関への対応 卸売販売業者を介した医療機関の融通を要請する。	・住民への対応 任意予防接種医療機関の情報を提供している。また、その情報は県ホームページに公開している。また、市町村に対して、広報誌等を通じて周知する。	
埼玉	・インフルエンザワクチン安定供給対策会議の設置・運営 ・卸売業者の指導	・インフルエンザワクチン安定供給対策会議への参加 ・医療機関及び市町村の指導		住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供	有(第1回会議を9月11日に開催予定)	国の通知を医師会を通じて周知し、医療機関の協力を求めたい。	医療機関については、市町村が調査を実施する。 医薬品卸売販売業については、業務課が調査を実施する。	余った返品するという商慣習は改めるべきである。	予防接種実施率を向上させるためには、公費補助期限の設定、動員は効果的である。	医療機関同士の融通は困難であるため、緊急調査により実態を精査のうえ、不足分については国に確保分の提供をお願いしたい。	市町村及び保健所が広報等により実施する。	
千葉	・(仮称)インフルエンザワクチンの安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫量の取りまとめ ・卸売協会を通じ、卸売業者の在庫等の調査等	・予防接種法に基づく接種可能医療機関の把握		管轄地区の医療機関に対する予約・在庫量の調査(予定)	有(9月19日)	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部を通じ、前回注文は前年の使用実績を上回らないよう各会員への理解を求めた。	県医薬品卸協同組合の協力のもと、ワクチン注重量が100本以上の医療機関を把握するとともに、卸売販売業者の在庫量の調査(定期報告及び緊急報告)を行う。 また、厚生労働省からの緊急調査に対応するために、事前に医療機関及び卸売販売業者の在庫数についての試行調査を行う。	県医師会長、県民間病院協会会長、全国自治体病院協議会千葉県支部長あてに平成19年7月12日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、各会員に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう理解を求めるとともに、県医薬品卸協同組合あて同文書を通じ、組合員に分割納入を行うよう理解を求めた。	各市町村あてに、平成19年5月31日付けで、定期予防接種相互乗り入れ事業に基づくインフルエンザ定期予防接種の実施期間統一について、流行時期に対応できるように12月中旬までに接種が受けられるよう体制を整えた。	県医師会及び県医薬品卸協同組合の協力のもと、供給に余裕のある地域から不足の地域に在庫ワクチンの融通要請を行う。	保健所から管内の接種希望者へ情報提供をする。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前に対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	その他新たな対応について
東京	医薬品卸業者との調整	病院でのワクチン在庫調査、区市町村との調整、都民への周知	病院への周知	診療所等との実質的な調整、調査	有(10月予定)	適正な発注を行うべきである	定期的な在庫状況の報告を求めている	品質の面から原則として認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない	主に流行期間中を公費補助期間とし、区市町村及び都の広報媒体で接種動員を行う。	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	特別区に依頼する。	
神奈川	インフルエンザワクチンの流通に関すること。		インフルエンザの予防対策、予防接種法のインフルエンザ予防接種に関すること。	インフルエンザの予防対策に関する普及啓発、情報提供等	インフルエンザ対策に係る関係者打合せを開催し、状況に応じた対応策を協議する予定。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済み。	医療機関に関しては、調査対象医療機関を選定した調査を検討する。また、卸売販売業者に対する調査は、ワクチン不足の状況に応じて、実施を検討する。また、市町村に対して定期的な予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無についての把握調査を検討中。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、注文及び在庫管理にあたって返品が生じないよう、依頼済みであるが、返品可能な商慣習は、市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。	・高齢者等の予防接種の動員期間について配慮いただきたい旨、市町村へ依頼済み。	・ワクチン不足等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況等の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。 ・接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等での情報提供も検討していく。	定期的な予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無調査結果に基づき、保健福祉事務所、市町村等から県民へ情報提供する方向で今後検討予定。	
新潟	・インフルエンザワクチンの需給状況の把握 ・全県的なワクチン不足時には、速やかに国に対して融通用ワクチンの供給を要請	・インフルエンザ予防接種の早期接種動員 ・当該ワクチンが鳥インフルエンザ、新型インフルエンザへの予防効果が期待できない旨の正しい知識を周知		住民相談、情報提供	有(ワクチン不足時等必要に応じて会議を開催する予定)	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、過剰な注文とならないよう医療機関へ通知済。	在庫等の調査は、卸売業者に対しては10月～3月、医療機関に対しては11月中旬に実施予定。	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者連名で、過剰な注文とならない旨、医療機関へ通知済。	予防接種の時期については、インフルエンザの流行前(10月～11月)の接種をよびかける。	全県的なワクチン不足が発生した場合には、速やかに国へ融通用ワクチンの供給を要請する。	医療機関の在庫状況調査結果等に基づき、接種可能な医療機関等を紹介することを検討する。	
富山	・卸業協同組合との調整 ・卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況の把握 ・ワクチン不足時の国への融通要請	インフルエンザ総合対策等について	健康危機管理対策	・管内の医療機関、市町村との調整 ・住民からの相談対応	平成11年度からインフルエンザ対策連絡会議を設置しており、同会議の中で運用している。	医師会、公的病院、卸業協同組合あて、注文量が昨年使用実績を上回らないよう、また追加注文は必要量以上注文しないように通知	・卸売業者における在庫状況については、定期的に把握予定。 ・全ての医療機関を対象に在庫状況を把握することは困難であり、感染症のモニター医療機関を対象に調査予定。	医師会、公的病院、卸業協同組合あて改善を促すよう通知(返品を前提とした注文、在庫管理をしないよう)	接種動員期間を12月中旬までとし、その旨の啓発強化などの検討をするよう市町村あて通知	予防接種実施状況の把握に努め、不足の際には融通要請を行う。	国からワクチンの融通を受けた場合等にあつては、医師会や医療機関、市町村等との協議の上、接種実施医療機関などの情報提供を行う。	
石川	県内のワクチン供給状況の把握、調整	・予防接種法に基づく定期予防接種の実施体制の把握 ・ワクチン不足情報を把握した場合の担当課への報告		・インフルエンザの予防対策に関する普及啓発・情報提供 ・市町の予防接種実施体制の把握と指導 ・ワクチン不足情報を把握した場合の担当課への報告	9月中旬～下旬に、インフルエンザワクチン等対策会議を開催する予定	国からの通知内容について、医師会、医薬品卸業協同組合を通じて医療機関及び卸売業者に周知する。	昨年度までの使用量の多かった医療機関をモニター機関として依頼し、モニター医療機関とワクチン卸売業者から定期的に在庫量等について報告を受ける。	国からの通知については、医師会、医薬品卸業協同組合を通じて医療機関及び卸売業者に周知する。	・期限の設定は、12月中旬までとインフルエンザ予防接種実施要領に記載されており、市町がそれに基づいて実施する。 ・個別通知を発生する予定(例年と同様)。	在庫調査を行い、融通できる医療機関がないか確認し調整する。同時に国に対し融通要請を行う。		
福井	県内で、不足が発生した場合、国との調整	各市町村、各保健所への依頼、指示 県内医療機関の在庫状況の把握および情報提供		各管内医療機関の在庫状況の把握および県民等への情報提供	有(感染症予防対策委員会)	昨年使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各保健所で調査。卸売販売業者については、県庁で調査。	関係者に対し、協力を要請する。	市町担当課あてに、12月中旬までの接種動員の通知を発生予定。(健康増進課)	接種可能な医療機関について情報提供を行う。	各市町村や健康福祉センター(保健所)を介して情報提供する。	
山梨	・国からの情報について関係機関への周知 ・ワクチンの在庫状況等の調査依頼、集計、調整及び国への報告 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能医療機関の照会があった場合、個別に情報提供を実施	・ワクチン接種の推進普及 ・緊急時期に希望する住民から接種可能医療機関の照会があった場合、個別に情報提供を実施	医療機関との調整	・接種を希望する県民からの接種可能医療機関の照会があった場合の対応 ・ワクチン不足情報を把握した場合の報告 ・医療機関への協力依頼 ・相互乗入の推奨	連絡会議を開催し、安定供給体制についての協議を行うなど、関係機関の連携を密にし対応することにより目的は達せられると考える。設置の必要が生じれば対応する。	安定供給のための分割納入や在庫調査についても協力を要請する。	本年度も医薬品卸業者を通じて調査を行う予定。	前年実績に基づく注文受付が浸透しつつあると考えるが、引き続き、返品を前提とした注文をしないよう、医師会を通じて医療機関へ要請する。	予防接種対策協議会及び市町村担当者会議を開催し、医師会や市町村に対して予防接種の接種期間についての協力要請を実施する予定。	在庫状況に偏りの兆しが見受けられた場合には、卸業者を通じ納入調整や在庫融通を行うが、それでも供給不足の場合には、国に備蓄分の融通を要請する。	在庫調査結果を元に、問い合わせに対して個別対応する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)					接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期間の設定と助奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		
長野	ワクチンの安定供給に関する業務 ・県内在庫状況の把握(医療機関等、卸売業者) ・医師会、医療機関を通じての県民への情報提供 ・関係機関、団体との連絡調整	インフルエンザ定期予防接種関係業務 ・県内患者発生状況の把握 ・県内予防接種実施医療機関の把握 ・県民への情報提供		管内医療機関等の在庫状況調査 ・管内患者発生状況の把握 ・住民への情報提供	インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議(9月開催予定)を開催している。 (「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議」にインフルエンザ対策委員会の機能を持たせている。)	ワクチンの初回注文量が前年の使用実績を上回らないように、追加注文を行う際には、医療機関内のワクチンの在庫の消費状況を確認しながら、必要量の注文を随時行うよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	インフルエンザの患者発生状況を注視しながら、医療機関及び卸売販売業者のワクチンの在庫状況を定期的に調査し、医師会、医療機関を通じて接種希望者に情報提供する。	返品という商慣習について、その改善に努めるとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	インフルエンザの流行シーズンに間に合うよう、12月中旬までに接種を終了すること、また公費補助期間内での予防接種の実施を推進するため啓発強化を検討するよう市町村に要請した。	定期的に県内の医療機関の在庫状況を調査し、医師会、医療機関と協力しながら接種希望者に情報提供する。 また、融通の要請があった場合には、医療機関においてワクチンの品質の確保がなされていることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	インターネットのホームページに情報を掲載する方法が適切であると考えられるが、具体的な周知方法について医師会、医療機関とともに検討する予定である。	
岐阜	インフルエンザワクチン供給状況調査、インフルエンザワクチン接種状況調査等を市町村及び医療機関に対して調査を行う。	インフルエンザワクチン供給状況調査(医薬品卸売販売業関係)を行う。		左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う	有	医薬品卸売販売業者に対して調査を実施する。	大手医療機関及び医薬品卸売業者に対して調査を実施する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、会議において要請する。	12月中旬まで	地域医師会及び医薬品卸協会の協力により県内融通する。なお、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼する。	市町村広報誌等により広報する。	
静岡	卸売販売業者における在庫量の把握(必要時)県医薬品卸業協会との連絡調整	インフルエンザワクチン供給対策の総合調整 ・インフルエンザワクチン対策協議会の開催 ・インフルエンザの予防及び予防接種に関すること ・在庫状況等の取りまとめに関すること		管内医療機関の在庫量の把握(必要時)管内医療機関、郡市医師会、市町村との連絡調整	ワクチン不足等の問題が生じた場合委員会(インフルエンザワクチン対策協議会)を開催。	国の通知を踏まえ、同様の依頼を県医薬品卸業協会、医療機関等へ行った。	必要に応じてインフルエンザ定点医療機関又は全医療機関に報告を求める。	インフルエンザワクチン供給対策の観点から、国・県において引き続き関係機関に改善を要請する必要がある。	インフルエンザ予防接種実施要領に国の技術的助言として、12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定することが示されていることから、実施主体である市町村における地域の事情を踏まえた判断を尊重する。	都市医師会の会員(病院含む)が患者を紹介しあう方法により融通を図るとともに、インフルエンザワクチン供給対策協議会を開催し、県内の地域単位の融通調整又は国への融通を要請する。	都市医師会において住民等からの照会に対応できる体制を整備する。	
愛知	卸売販売業者のワクチン在庫情報等の把握 ・卸売販売業者に対するワクチン供給に関する情報収集・提供 ・不良ワクチンの流通防止	・予防接種法上の予防接種の市町村に対する指導 ・予防接種法上の接種対象者数の把握		健康対策課及び医薬安全課に同じ	有(9月7日開催予定)	原則として、初回注文量が昨年度使用実績を上回らないように、医療関係者及び卸売販売業者に通知した。	卸売販売業者に対して定期的(週1回)に在庫状況等の報告を求め、流通状況を把握する予定。 医療機関については、感染症発生動向調査の定点への在庫調査を適宜行う予定。	適宜発注、分割納入の実施等により、返品を前提とした管理を行わないよう関係者に通知した。	接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けられるよう計画し、かつ、体調不良等の場合について配慮するよう市町村に対して指示する。	卸売販売業者に対する調査の結果などから、必要に応じて県内の状況を把握し、国へ融通を要請する。	接種可能な医療機関の把握に努め、住民へ情報提供を行う。	
三重		総合企画、情報収集・提供、卸売販売業者団体との調整		住民に対する相談窓口、地域の情報収集、提供等	予防接種の対策等については「三重県公衆衛生審議会予防接種部会」で検討している。	医師会、病院協会等に適正な発注を行うよう協力要請する。	卸売販売業者への在庫等調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を行う。	インフルエンザワクチンの所要量はその年の流行動向に大きく左右されることから、ある程度の返品はやむを得ないところもある。しかし、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあるとすれば、このような商慣習は国民の理解を得られない。	できる限り流行の始まる12月中旬までに接種を行う必要があるが、期限を完全に12月中旬までとすることは望ましくない。本県では県下29市町すべてが1月末までの接種期間を設定している。	情報提供により、地域、あるいは県内で調整する。調整の限界を超えた場合は、国に依頼する。	本県では、個別接種における県内市町間の相互乗り入れ体制が整備されているため、特段問題は無いと考える。ただし、必要な場合は実施主体である市町村から住民へ周知するよう指導する。	
滋賀	管内卸売業者の在庫調査 ・医療機関の在庫調査・調整			・接種可能な医療機関の情報提供	有(毎年11月に開催)	昨年度の使用実績を上回らないように、またワクチン接種に支障をきたす場合を除いて大量注文を避けるように、医師会、病院協会を通じて各医療機関に通知。	迅速に把握できる体制を整えている。	医療機関に対し、返品を前提とした注文を行わないよう通知。	市町村に対し12月中旬までに接種できるよう通知。また公費補助期間内での予防接種実施推進のための啓発強化を通知。	流通在庫が減少するシーズンにおいて、偏在が発生しないよう、平成19年12月1日を目標に未納品の予約取り消し等の措置について配慮するよう通知。県内で賄えなくなった場合は、国へ融通用ワクチンを要請。	市町村に対し、周知を依頼する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会について	シーズン前に対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	その他新たな対応について
京都	国、府機関、京都市及び関係団体との連絡調整	ワクチンの接種に関する関係団体等との連絡調整		管内の医療機関、医薬品卸業者との連絡調整及び情報収集	有(京都府インフルエンザワクチン確保検討委員会を必要に応じて随時開催する。)	京都府医薬品卸協会を通じて、状況を把握する。	同左	改善が必要と考える。現状は、京都府インフルエンザワクチン等確保検討委員会等を通じて、各医療機関に対し返品を前提としたワクチンの確保を行わないよう要請している。	12月中旬までの間に接種動奨期限を設定する方向で、各市町村、医師会等関係諸団体との調整を進める。	京都府医薬品卸協会を通じて、府内での過不足を解消するため相互融通に努めるとともに、厚生労働省の協力を得て不足状態の解消を行う。		
大阪	医薬品卸売業者に対し、医療機関等への分割納入など適正化についての協力依頼・予約や在庫の状況等について、必要に応じ報告の協力依頼	インフルエンザワクチンの供給体制にかかる総括			有(「大阪府インフルエンザ対策連絡会」を平成13年より設置)	昨年に引き続き、医師会等に過剰な量の発注を行わないよう、協力を求める。	医療機関数が10,000以上あり、医療機関全体の在庫数の把握は事実上困難。卸売販売業者の在庫数は、卸売販売業者等との連携の下、状況を把握に努める。	他の医薬品と同様に医療機関からの返品不可が適当。早期に返品不可となるよう国に対して要望する。	インフルエンザ予防接種実施要領の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。動奨の啓発については、府としても啓発チラシを作成し医療機関等に配布。	ワクチン不足が発生した場合、混乱を招かないよう適切な情報提供に努める。卸売業者・医療機関との連携を図り、対応を検討することになる。	通常時の接種可能医療機関は府ホームページで情報提供している(任意接種含む)。定期の接種可能医療機関については、ワクチン不足時は把握が困難であり、各市での対応になる。	
兵庫		接種、対策に関すること。		管内の市町、医師会及び医療機関との連絡・調整に関すること。	有(既存のインフルエンザワクチン供給連絡会議(薬務課、疾病対策課、県医師会及び卸売販売業者団体により構成)を活用する。)	医療機関の全注文量が、前年の使用実績を上回らないよう、また、追加注文については、必要量の随時注文とするよう、医療関係団体及び卸売販売業者に対し文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対して、シーズン中に、必要に応じて在庫状況等調査に協力いただくよう文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対して、改善に努めるよう文書等で要請している。また、接種希望者が体調不良等の理由により、その期間内に接種を行えない場合のあることにも配慮するよう、併せて依頼している。	市町に対して、12月中旬までの間に期限を設定するよう文書等で依頼する。ただし、接種希望者が体調不良等の理由により、その期間内に接種を行えない場合のあることにも配慮するよう、併せて依頼している。	ワクチンが不足した場合の対応策を、左記の供給連絡会議(委員会)において、予め調整等を図ることとする。	左記の供給連絡会議(委員会)において、住民への適切な周知方法について検討することとする。	
奈良	卸売販売業者への調査、指導	高齢者インフルエンザ予防接種に関する市町村の接種期間、単価及び接種医療機関名の情報収集			有	昨年同様、各医療機関からの注文量は前年度使用実績を上回らないようにする。	国の依頼による卸売販売業者の供給状況調査は可能であり、医療機関への調査については、昨年同様医師会との協議により実施する。	平成18年度においても返品があり、卸売販売業者への指導だけでは限界がある。	国からの情報を市町村に提供する。	卸売販売業者に対する在庫等の確認、並び品質を確認した上で、再販等の依頼を行う。		
和歌山	流通段階及び医療機関でのワクチン在庫状況の把握及び必要に応じた融通調整、保健所での対応方針の決定及び協力依頼、県インフルエンザ対策会議の開催	インフルエンザ流行週報の提出、学級閉鎖情報公表、高齢予防接種者の啓発		インフルエンザ相談窓口の設置、予防接種可能医療機関に関する問い合わせ応答	有(昨年度1回開催)	初回注文量が前年度の使用実績を上回らないように関係団体等に依頼。	昨年同様、卸売販売業者に対して発注状況を把握するとともに、医療機関等にも実施予定。	望ましくはないが、改善は困難。	会議等において、インフルエンザの定期の予防接種実施要領に基づいた公費補助期限を市町村に周知。また、県ホームページ(感染症情報センター)等において、インフルエンザ対策の周知を図る。	地域間等でのワクチン融通等が実施できるような協力及び調整予定。	医療機関の同意のもと、医療機関におけるワクチン在庫情報等接種可能な医療機関を保健所等により公表できるよう調整予定。	医療機関へ、迅速な在庫把握のための協力を依頼する予定。
鳥取	対策委員会を運営し、ワクチン供給体制の全体的な調整、情報収集・提供を行う。	市町村への予防接種の周知等のインフルエンザの総合対策、情報収集・提供。		管内医療機関の情報収集及び県民への情報提供。	有	返品のないよう、適正な注文量とする。	定期的に、全医療機関、卸売販売業者から在庫量等を報告してもらい、集計する。	発注した医療機関の責任において、返品は行わないこととして、医師会、卸売業協会とで申し合わせされている。	市町村に対し、厚生労働省からの各通知により予防接種法に基づく接種計画を作成するよう周知。	・接種可能な医療機関を定期調査により把握し、県民からの問い合わせに保健所等に対応できるようにする。 ・県外からワクチンの融通を受ける場合、ワクチンを希望する全医療機関に公平に配分できるよう、配分先、配分本数を対策委員会で決定する。	県ホームページ、広報等で周知。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)					その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	
島根	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・保健所が実施した在庫調査の集計及び情報提供の実施 ・市町村での予防接種法に基づく接種状況の把握 ・卸業協会への在庫量調査の実施			・医療機関での在庫調査等の実施 ・住民からのワクチンに関する照会への対応	有(平成19年9月開催予定)	各保健所による調査を実施	①医療機関については、保健所による調査を実施 ②卸売販売業者については、担当課による調査を実施	医療機関に対し文書により通知する	市町村に対し文書により依頼する	①インフルエンザ対策委員会を開催する。 ②医療機関及び卸売販売業者に対し、ワクチンを融通しあうよう、文書によって依頼する。	県のホームページに接種可能な医療機関(公開を了解した医療機関のみ)を公開し、住民の問い合わせには保健所が接種可能な医療機関を案内する。
岡山	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン供給の情報収集(在庫調査を含む) ・情報提供 ・ワクチン不足時の調整	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供		・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	有(平成19年9月開催予定)	公文書により関係団体に対して医療機関等の初回注文量が前年の使用実績を上回らないように協力を求めている。	在庫数量の把握等は負担が大いなので、必要最小限度で実施(頻度は未定)することで考えている。	公文書により関係団体に対して返品を行わないように協力を求めている。	公文書により市町村に対して高齢者等の予防接種対象者に対する接種動員期限について、12月中旬までの間に期限を設定するよう依頼している。	地域における融通については地域医師会が中心になって調整していただき、また、都道府県間の融通については医師会、病院協会の協力をいただきながら医薬安全課が中心になって調整していくことで考えている。	ホームページ等による周知(予防接種法関係)。ただし、任意接種は医療機関が限定されていないので、特に周知は行わない。
広島	・インフルエンザワクチン需要調整連絡会議の開催 ・インフルエンザワクチンの在庫調査、調整及び情報提供 ・インフルエンザワクチン不足時の国との連絡及び調整	・インフルエンザ総合対策		・管内医療機関のインフルエンザワクチン在庫調査 ・県民手への情報提供	有(インフルエンザ供給調整連絡会設置(H16.9.2)以下「連絡会」という。)	シーズンを前に連絡会を開催し、前年度納入実績、接種実績を基に、適正なワクチン量を注文し、偏在等発生しないよう、県医師会、県卸協同組合などを通じ、関係者に対し周知徹底を図る。	シーズン中にモニターできる医療機関及び卸売業者に対し、ワクチンの在庫数量等の調査できる体制を整え、必要に応じて調査を行う。	分割納入や、適正な数量の予約を関係者に周知するとともに、より必要量を的確に把握し、円滑に流通できるよう、県民に対して早期の接種、接種しなくなった場合の予約取り消しの連絡等について県や市町、医師会等から周知する。	早期接種(12月中の接種)を行うよう、各市町及び県の広報を活用し周知を図る。	医療機関及び卸売業者に対し、緊急在庫調査を行い、その情報を医療機関、卸売業者、各市町等が共有の上、県民に対して情報提供を行う。なお、対応困難となった場合は厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請したい。	地区医師会及び医療機関の協力を受け、県医師会、各市町及び各保健所等から住民に対して周知を行う予定である。
山口	・医薬品の安定供給に関すること ・卸売販売業者のワクチンの在庫調査、調整 ・ワクチン不足時の医療機関の在庫調査、調整の依頼	・結核、エイズその他の感染症に関すること ・予防接種に関すること ・予防接種法におけるインフルエンザワクチン接種動員		・上記に対する県民への相談窓口 ・予防接種の実施に対する市町村への指導 ・ワクチン不足時における接種可能医療機関の情報提供	有	平成18年度医療機関等への出荷量 約27.5万本 平成19年度供給予定31万本以上 8月8日現在の予約は約25万本であり、供給予定数の方が上回っている。	卸売販売業者の在庫量はシーズン中2度程度調査する。医療機関の在庫量は、ワクチン供給量が不足が予想される場合、個別に調査する。	山口県医師会、各市町村長等の関係者に対し、初回注文は昨年実績を上回らないよう、また、返品をしない等文書で依頼した。(平成19年7月23日通知済)	各市町長に対し、流行は一定ではないので、動員については十分配慮するよう依頼した。(平成19年7月23日通知済)	昨年同様、山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を確認し、製品の再流通を促す。	
徳島	①県内卸売販売業者におけるワクチン在庫、納品(見込み)量等把握 ②ワクチン不足時の国との連絡調整	県内医療機関におけるワクチン在庫、需要見込み等把握及び融通依頼		管内医療機関におけるワクチン在庫、需要見込み等把握及び融通依頼(定期の予防接種に必要なワクチン量の把握等を含む。)	インフルエンザワクチン等対策協議会を設置予定	今シーズンの注文量については、昨シーズンにおける使用実績の量を限度に注文していただくなど、関係者の間で調整を図る予定。	医療機関の協力を得て、卸売販売業者が随時不足調整する中、県内の過不足総数を把握していく方向で検討中。(医療機関個別の情報は、健康増進課、保健所が市町村の協力を得て各医療機関から収集。卸売業者の情報は、業務課が収集。)	医師会等を通じて、返品を前提とした注文を避け、適正な量の取扱いに努めるよう協力を求める予定。	年内の接種を動めていくが、一部市町村では流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかった方々の接種機会を考慮し、1月中旬までを定期とする予定である。	・11月上旬、12月上旬の定期(予定)及び県内における不足の情報が多くなった場合は、医療機関、卸売販売業者の協力を得て、迅速に過不足状況を調査するとともに、融通について依頼する。 ・別途、医師会等の協力を得て、各医療機関に対して融通を呼びかける。 ・県内で調整不可の場合は、国に融通を要請する。 ・年末時点で医療機関における消費見込み量を把握し、可能な限り早期の返品を進め、1月接種用として融通を図る。 ・1月末までに回収、新たな需要に対応できるよう関係者に協力を求める。	県及び保健所ホームページにて周知する予定。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)					その他新たな対応について	
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について
香川	インフルエンザ予防接種医療機関の把握、医師会、卸売業者等との対策会議、インフルエンザ流行予測の還元等			予防啓発	有	対策会議で医師会に前年の使用実績を上回らないように要請する。	国からの依頼調査、及び不足情報により必要に応じて実施する。	対策会議で医師会等に周知する。	広域予防接種においては期限を12月末としている。	対策会議を開き、ワクチンの融通を関係機関に依頼する。	県ホームページ、市町の広報誌等で周知する。	
愛媛	インフルエンザワクチン供給体制の総合調整	高齢者等の予防接種に関すること。		担当課、市町村等との連絡調整及び協力	有	昨年同様、医療機関、卸売業者に初回注文量が前年の使用実績を上回らないよう要請する。	昨年同様、定期在庫調査を実施し、関係者へ情報提供する(10月～2月)。	大量の返品が生じないよう注文量を設定する必要がある。	12月中旬までに接種を終えるよう県広報等で周知。	不足数量等の連絡を医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図る。	接種可能な医療機関名を、広報、個別通知等により周知するよう市町に助言している。	
高知	ワクチンの適正流通指導、監視	インフルエンザに関する情報収集及び医療業務課に対する情報提供		住民に対する医療機関等の情報提供	無 (供給体制については、他の会合において協力依頼しているため。)	過剰に在庫しないよう医療機関に通知	実施予定	国からの通知内容について関係機関へ周知予定	平成19年10月1日～同年12月31日まで	卸間の融通	保健所を通じて周知を図る。	500本以上の返品があった医療機関への聞き取り調査を実施
福岡	卸売一般販売業者におけるワクチン販売実績、在庫本数の把握 ・融通に係るワクチン適正販売の指導	・インフルエンザ接種実施医療機関の把握 ・上記医療機関におけるワクチン保有数の把握		・インフルエンザ接種実施医療機関の把握 及びワクチン保有数の把握	有 インフルエンザ対策会議	本年度の予約状況について調査予定。	・医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて随時調査を行う。 ・卸売一般販売業者における販売数量・在庫状況等を月1回定期的に調査する。	・昨年度実績との比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。 ・卸売一般販売業者における返品の多寡について、在庫状況と合わせ把握に努めるとともに、医師会等を通じて、恒常的に返品を行っている医療機関については、その名称等を公表することがありうる旨説明する。	・インフルエンザ予防接種実施要領(平成19年3月29日健発第0329021号各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知)に基づき、市町村へ12月中旬までの接種動員を通知(7月25日発出済)	・ワクチンを保有する医療機関を把握し、保健福祉環境事務所(保健所)を通じて紹介する。 ・必要に応じて、卸売一般販売業者にワクチンの融通を依頼する。	・保健福祉環境事務所(保健所)に相談窓口を設置し、医療機関の紹介を行う。 ・相談窓口の設置を、市町村を通じて住民に情報提供する。	
佐賀	卸売販売業者を通じての状況確認と指導 ・融通調整(不足時)	・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)		・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)	設置済み	医師会を通じて前年の使用実績を上回らないよう要請を行う。また、卸売販売業者を通じて注文量の調査を定期的に行う。	卸売販売業者の調査は定期的に、医療機関の調査は不足情報入手後必要に応じて実施する。	医師会および卸業協会へ要請を行う。	平成16年度から12月を限度とするよう市町へ要請しており、今年度も、全市町で12月を限度としていただけると考えている。	医療機関等の状況調査を行い、接種可能な医療機関等を住民へ情報提供する予定。	県のHPや市町による広報等の他、必要に応じて各種広報媒体による周知を考えている。	
長崎	医薬品卸売業者等のワクチン適正供給の指導調整	・市町村に対する予防接種の指導調整 ・医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・住民に対するワクチン使用の情報提供		・管内市町村に対する予防接種の指導調整 ・管内医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・地域住民に対するワクチン使用の情報提供 ・管内医薬品卸売業者等のワクチン適正供給の指導調整	有	前年度の注文量を上回らないように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	医師会、卸売販売業者へ在庫等の調査に協力するように依頼している。	返品という商慣習が改善されるように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	関係法令及び実施要領によることとしている。特に期限は定めていない。	地域間の融通がつかず、県内でワクチンが不足した場合には、厚生労働省へ報告を行う。	各市町の判断及び対応に委ねる。	
熊本	医薬品製造業者及び卸売販売業者の在庫量把握及び供給調整の要請、医師会等への情報提供	医療機関の在庫量把握、需要調整の要請及び情報提供		管内医療機関及び市町村の連絡調整、相談窓口	有 (インフルエンザ対策会議を10月上旬に開催予定)	初回注文量が前年度の使用実績を上回らないよう協力を要請する。	シーズン前及びシーズン中に調査実施予定調査方法 医療機関:県一保健所→医師会一医療機関 医師会一保健所一県卸売販売業者:県一卸売販売業者一県	医師会や卸売販売業者に対し、初回注文量の抑制や分割納入により返品が生じないよう要請する。	市町村に対し、定期接種の対象者に対し、12月中旬までに接種することを勧奨するよう指導する。	卸売販売業者及び医療機関における在庫状況を把握し、卸売販売業者及び医療機関に対し融通の協力を要請する。	医療機関等における在庫状況を把握し、接種希望者からの問い合わせに対し、接種可能な医療機関を紹介する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)					その他新たな対応について	
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について
大分	医薬品卸業者及び医療機関の在庫調査	接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知及び予防接種法に基づく接種期限の設定指導		接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知	有	例年どおり、関係者に対して、平成19年7月12日付け厚生労働省三課長名通知を周知した。対策委員会において、適正な注文を行うよう医師会選出委員等へ要請する。	例年どおり、シーズン中の適当な時期(10月末から1月末)に調査を実施する。	例年どおり、関係者に対して、平成19年7月12日付け厚生労働省三課長名通知を周知した。対策委員会において、関係委員へ要請する。	平成20年1月市町村広報誌に掲載	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。	保健所から周知を図る。	
宮崎	医薬品卸売一般販売業者への指導及び在庫調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請。インフルエンザ接種実施医療機関への指導及び在庫調査。	医療機関に対する情報提供。	管内の医療機関、県民からの相談窓口	有(インフルエンザワクチン対策連絡会議を開催する(9月下旬から10月上旬)。	医療機関からの予約が前年度使用実績を上回らないよう協力を求める。また、医薬品卸業者に対し、分割納入の徹底を依頼する。	卸売一般販売業者への在庫調査を10月から2月まで定期的実施する。医療機関については、11月15日現在のワクチン在庫量を調査する。その後シーズン中に不足状況が確認された場合、臨時的に同様の調査を行う。	医師会を通じ、返品を前提として注文及び在庫管理を行わないよう要請する。	高齢者を対象とした定期予防接種の実施主体である市町村に対し、インフルエンザの流行シーズンに間に合うように、12月中旬までに予防接種が行われるよう計画策定を依頼する。	地域で不足する場合には、医療機関の在庫情報をもとに、県は余裕のある医療機関へ融通依頼を行い、卸売業者はこれに協力する。また、県全体で不足する場合には、在庫情報を精査し、国に放出を依頼する。	県医師会、宮崎市保健所、県保健所に相談窓口を設置し、接種可能な医療機関の案内を行う。	
鹿児島	管内のワクチン在庫調査、県医師会・県卸業協同組合との連絡調整等に関する事等			各地域医師会、卸売業者との連絡調整に関する事等	無(本県では、これまでも既存の県予防接種対策協議会の中で、インフルエンザワクチンの供給対策等について協議してきた経緯があり、今後も引き続き同協議会を活用して協議することとしているため。)	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、過剰な注文とならないよう依頼した。	卸売販売業者については、在庫数量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認することとしているが、医療機関等については、ワクチンが不足する事態が生じた場合に検討することとしている。	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、改善を依頼した。	12月中旬までに設定してもらうよう各市町村に依頼した。	医療機関間でのワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行うよう医療機関あて依頼する。必要に応じて医師会を通じた在庫調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握する。	県業務課及び県医師会のホームページを通じた周知を検討。	
沖縄	医薬品卸業者の調査、指導を担当	市町村への早期接種を要請		地区医師会に属さない医療機関の調査	有	医師会及び医薬品卸売業者を交えた会合において、適正数量等を検討する。	適宜実施していきたい。	左記会合等においてコンセンサスを得、改善を図る。	高齢者に対する定期予防接種については、市町村が実施している。殆どの市町村が毎年冬季の流行に備え、10月から翌年2月頃までを接種期間とし接種動員しており問題はないものと考えられる。	医療機関側、卸売業者側それぞれに連携を要望する。一方、メーカーの生産体制の強化に期待する。	県のホームページや報道機関を利用して周知を図る。	